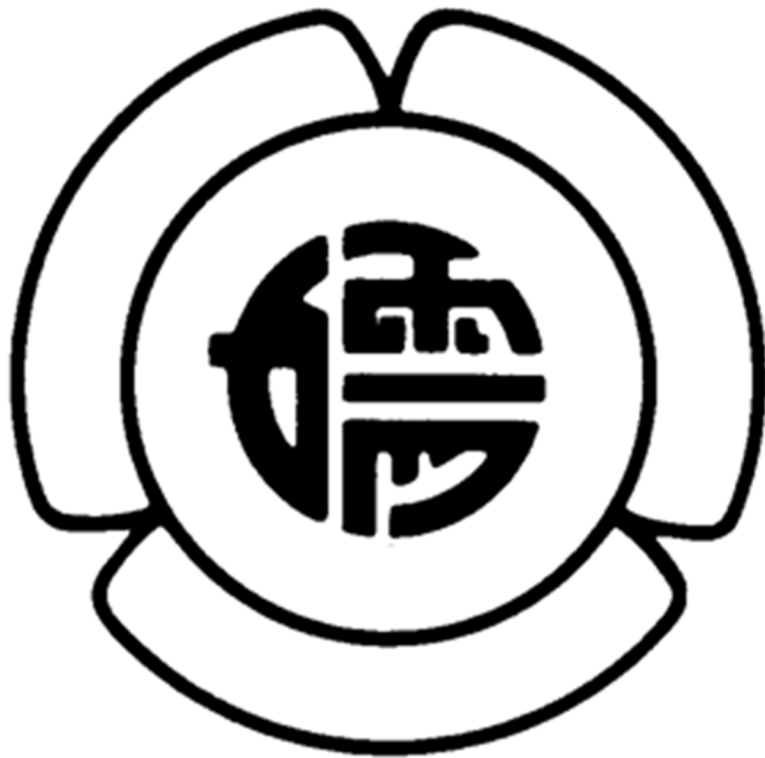


# 孀恋村いじめ防止基本方針



平成30年4月(改訂)

孀恋村教育委員会

## 目 次

I	「 <b>婦恋村いじめ防止基本方針</b> 」策定の意義及び基本的な方向	1
1	「 <b>婦恋村いじめ防止基本方針</b> 」策定の意義	
2	いじめ防止等の対策に関する基本的な考え	
3	いじめ防止等のための組織等	
4	その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項	
II	基本理念	2
1	いじめに対する基本認識	
2	未然防止に向けて	
3	早期発見に向けて	
4	解消に向けて	
III	学校支援のための取組	3
1	目的	
2	取組	
IV	保護者・地域支援のための取組	4
1	目的	
2	取組	
V	群馬県・群馬県教育委員会との連携	5
1	目的	
2	取組	
VI	関係部局及び関係機関との連携	6
1	目的	
2	取組	
VII	重大事態への対応	6
1	重大事態とは	
2	目的	
3	取組	
VIII	資料	8
1	いじめ問題の理解	
2	学校として特に配慮が必要な児童生徒へのいじめ防止について	
3	学校において生じる可能性がある犯罪行為等について	

# I 「孀恋村いじめ防止基本方針」策定の意義及び基本的な方向

## 1 「孀恋村いじめ防止基本方針」策定の意義

いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層見えにくいものになっている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むだけでなく、家庭、地域及び関係機関等の力も積極的に取り込み、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童生徒にいじめを絶対に許さない意識と態度を育てることが肝要である。

本村におけるいじめ防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）並びに「群馬県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を受け、「孀恋村いじめ防止基本方針」（以下「村の基本方針」という。）を策定する。

## 2 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え

- (1) いじめ防止等の対策により、村内すべての学校の児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにすること。
- (2) いじめ防止等の対策においては、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにする。
- (3) いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

## 3 いじめ防止等のための組織等

- (1) 本村では、いじめ防止等の対策を推進するため、「孀恋村いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

### ○いじめ防止対策連絡協議会の設置

#### いじめ防止対策推進法第14条（いじめ問題対策連絡協議会）

地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

- 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

- 3 前2項の規程を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

#### 4 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

この基本方針は、地域の実情に即したものであるかを点検し、その結果に基づいて見直すこととする。

## Ⅱ 基本理念

### 1 いじめに対する基本認識

**すべての子供と大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子供にも起きている」という認識をもつ。**

- (1) いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- (2) いじめられている子供の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめる子供に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。
- (5) 日頃から、子供、保護者、地域に学校いじめ防止基本方針の内容の周知を図る。

### 2 未然防止に向けて

**学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子供たちの主体的ないじめ防止活動を推進する。**

- (1) 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる。
- (2) 子供がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、自ら活動できる集団をつくる。
- (3) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (4) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (5) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (6) 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

### 3 早期発見に向けて

**いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。また、けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。**

- (1) 子供の声に耳を傾ける。(アンケート調査、生活ノート、個別面談 等)
- (2) 子供の行動を注視する。(チェックリスト、ネットパトロール 等)
- (3) 保護者と情報を共有する。(連絡ノート、電話・家庭訪問、PTAの会議 等)
- (4) 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有 等)

#### 4 解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

- (1) いじめられている子供や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげることとし、学級担任が一人で抱え込むことのないようにする。また事実を客観的に記録し、確実に情報を整理する。
- (3) 校長はいじめの事実に基づき、加害・被害の子供や保護者への説明責任を果すとともに、いじめ解決に向けて努力していく。
- (4) いじめの子供には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせるとともに、加害者の成長支援の観点から指導を行う。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) 単に謝罪をもって安易に解消と判断せず、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月間）継続し、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められた場合に解消とする。また、いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) 必要に応じて、県が設置しているサポートチームの活用を図る。

### Ⅲ 学校支援のための取組

#### 1 目的

いじめ問題の未然防止、早期発見・解消に向けた学校の組織的取組を積極的に支援する。

#### 2 取組

##### (1) 相談体制の拡充

##### ① スクールカウンセラーの活用

小学校、中学校に配置されているスクールカウンセラーを活用して、学校の相談機能を高める。また、重大な事態や緊急対応が必要な場合は、県教育委員会へスクールカウンセラースーパーバイザーを派遣依頼し、学校を支援する。

##### ② スクールソーシャルワーカーの派遣依頼

県教育委員会へスクールソーシャルワーカーの派遣依頼し、解決困難な問題を支援する。

##### ③ 相談窓口の連携機能の充実

「24時間子供SOSダイヤル」をはじめ、県教育委員会が相談窓口として設置している総合教育センター「子ども教育相談室」、義務教育課及び高校教育課、吾妻教育事務所及び関係機関と連携を取りながら、深刻な事態に迅速かつ的確に対応する。

## (2) 実態把握の改善

アンケート調査、チェックリスト活用等の工夫した事例を紹介する。

## (3) いじめの問題に対する学校評価及び人事評価制度の適正な運用

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、早期発見、解消に向けた組織的な取組等が評価されることを教職員に周知する。

## (4) 教職員の取組支援

### いじめの対応力の向上を図る教職員研修の推進

全教職員にいじめ防止対策推進法を理解させ、いじめの未然防止、早期発見・解消に向けた対応力を向上させるため、県教育委員会が実施する研究協議や演習等を取り入れた研修への積極的な参加を促す。

## (5) 児童生徒の自主的な取組支援

### ① 児童生徒が主体となって活動する場の設定

学級活動や児童会、生徒会において、児童生徒が自主的・自発的にいじめを考え、自ら改善に向けた活動を進められるよう指導する。また、ピア・サポート、いじめ防止子ども会議等の取組を支援する。

### ② 児童生徒の行動指針の活用

平成25年度いじめ防止サミットで策定した「いじめ防止宣言」の具現化を図る。

## (6) いじめ防止強化月間の設置

5月、12月に集中しているいじめ防止にかかわる学習が展開できるようにする。

## (7) いじめ防止フォーラムへの参加

郡内の小・中・高校生の代表者が意見交換等を行ういじめ防止フォーラムへの参加を通して、各学校のいじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組を、より活性化させる。

## (8) ネット上のいじめ防止

ネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る重大な人権侵害であることを児童生徒に理解させる。そのため、県教育委員会が実施する携帯・インターネット問題講習会への出席を促し、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努めるとともに、アウトメディアの取組と連動して児童生徒に対し情報モラル教育を実施するよう働きかける。

## IV 保護者・地域支援のための取組

### 1 目的

いじめの問題の未然防止、早期発見・解消に向けた家庭、地域の取組を支援する。

### 2 取組

#### (1) 相談窓口の周知

児童生徒や保護者が悩みを相談できるよう、「24時間子供SOSダイヤル」をはじめ、県総合教育センター「子ども教育相談室」や中央児童相談所「こどもホットライン24」等、県内の相談窓口や村の子育て相談員の周知を図る。

## (2) 情報モラルの啓発

教職員を対象とした携帯・インターネット問題に関する研修会を実施し、各学校で保護者に向けた携帯・インターネット問題についての啓発活動ができるようにする。

## (3) 広報紙やポスターによる情報提供

県教育委員会や村の広報紙やポスター、のぼり旗等を通して情報を提供し、保護者や地域と連携していじめの問題に取り組む。

## (4) いじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動

児童生徒による自主的ないじめ防止活動について、PTAや地域の関係団体等との連携を図りながら、ポスター、のぼり旗等により保護者、地域に周知する。

## (5) 学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築

社会全体で子供を見守り育てため、放課後子ども教室の活動を推進するとともに、スポーツ少年団との連携を図る。

## (6) 子育てのネットワークづくりの推進

ぐんまの家庭教育応援条例の趣旨を生かし、地域全体で家庭の教育機能の充実を図る施策を推進する。また、学校へ就学する前の子供への関わりも大切にする。

## (7) ネット上のいじめへの対応強化

情報モラル教育を充実させ、学校・家庭・地域に多大な被害を与える可能性のあるネット上のいじめ等への対応を図る。

# V 群馬県・群馬県教育委員会との連携

## 1 目的

村の施策の周知を図るとともに、群馬県・群馬県教育委員会の取組に即したものとなるよう指導・助言を仰ぎながら連携を図る。

## 2 取組

### (1) 村教育委員会の取組

#### ① サポートチームの活用

県教育委員会へ要請し、いじめ等の問題行動に対応するサポートチームを学校へ派遣し、解決を支援する。

#### ② 第三者機関の活用

重大事態が発生した場合、「群馬県いじめ問題等対策委員会」の活用を通じた支援を行う。

#### ③ 県及び村の取組の広報

県、村、学校のいじめ防止対策等の取組を村民に周知する。

### (2) 県教育委員会と連携した取組

① **出席停止措置等の適切な運用に向けた支援**

出席停止措置や就学指定の変更を行う際の手順等について、必要に応じ指導・助言を仰ぐ。

② **体験活動プログラムの紹介**

県立等の青少年教育施設において行われる豊かな心の育成に資する体験活動プログラムを紹介する。

## VI 関係部局及び関係機関との連携

### 1 目的

いじめの内容に応じて、関係部局及び関係機関と連携を図り、未然防止と迅速な解消を図る。

### 2 取組

#### (1) 警察署との連携

① **スクールサポーター等との連携**

学校の状況に応じてスクールサポーターや生徒指導担当嘱託員等の警察OBの効果的な活用を図る。

② **学校・警察児童生徒健全育成推進制度に基づく連携**

いじめの内容に応じて、相談や情報の共有を図る。

③ **学校警察連絡協議会での情報交換・共有**

定期的に会議を開催し、児童生徒の状況と対策について協議を行うとともに、いじめを想定した会議を開催し、緊急時の対応の強化を図る。

④ **児童生徒を対象とした講習会への参加の推進**

各学校に対し、県が実施する非行防止教室の実施や情報モラル講習会等の参加を促し、いじめ防止対策の充実を図る。

#### (2) 児童相談所等との連携

① **サポート会議等の開催**

児童生徒の状況や対策等について協議し、関係機関と連携した支援の充実を図る。

② **児童相談所、福祉部局等との連携強化**

要保護児童対策協議会を通して関係機関との連携を強化する。

#### (3) 法務局との連携

いじめに関する相談窓口の周知や、人権擁護委員と連携した啓発活動を行う。

#### (4) いじめ防止活動にかかわる連携

村校長会、村PTA連絡協議会、青少年育成推進員連絡協議会、子ども会育成会連絡協議会、子ども安全協力の店等と連携していじめ防止活動を推進する。

## VII 重大事態への対応

### 1 重大事態とは



重大事態とは、法28条の規定に基づき、次の場合をいう。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

例えば、児童生徒が自殺を企図とした場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」とは、30日を目安とする。

## 2 目的

重大事態への対処及び同様の事態の発生の防止を図る。

## 3 取組

### (1) 学校への指導・助言

#### ① 重大事態が発生した場合

##### ア 教育委員会への報告

学校は、重大事態の案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

##### イ 村長への報告

報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を村長に報告する。

#### ② 学校への指導

学校及び村長部局と速やかに協議し、重大事態の案件に対する今後の適切な対策として次のような事項をまとめ、学校と共に進める。

##### ア 児童生徒及び教職員へのこころの緊急支援員の派遣要請

群馬県こころの健康センターに要請し、精神科医及び保健師等のチームによる、自殺により心に深刻な影響を受けた児童生徒及び教職員のストレス障害の予防や二次的な自殺防止を目的としての心のケアを行える体制を進める。

##### イ 調査を行うための組織

村教育委員会又は学校は、その案件が重大であると判断したときは、速やかに、その下に組織を設け、当該重大事態に関わる公平・中立な調査を行う。

##### ウ 調査結果の報告

村教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。村教育委員会は、調査結果を村長に報告する。

##### エ 再調査及び措置

調査結果の報告を受けた村長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の重大事態発生防止のため必要があると認めるときは、再調査を行う。

村及び村教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に関わる重大事態への対処又は当該重大事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

なお、再調査を実施した村長は、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保した上で、調査結果を議会に報告する。

#### オ 調査後及び再調査後のフォローアップ

村教育委員会は当該学校と協議して、生徒指導を専任的に取り組む教職員やスクールカウンセラースーパーバイザー等の派遣を県教育委員会に要請する。

### (2) 県教育委員会への要請

#### ① 群馬県こころの緊急支援チームの派遣要請

自殺事案が発生した学校に、群馬県こころの緊急支援チームの派遣を要請する。

#### ② 県教育委員会に調査を行うための構成員の派遣要請

重大事態発生に関わる組織の設定に当たっては、必要に応じて県教育委員会事務局指導主事やスクールカウンセラースーパーバイザー等の派遣を要請する。

#### ③ 県教育委員会に重大事態後のフォローアップへの専門家の派遣要請

重大事故後の学校の状況に応じて、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置やスクールカウンセラー等外部専門家による支援等、人的体制の強化に向けた専門家等の派遣を要請する。

## VIII 資料

### 1 いじめ問題の理解

#### (1) いじめの定義

(法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- ② いじめの認知は、特定の教員のみによることなく、法第2条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- ③ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒がかかわっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ④ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ⑤ けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる

被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

## (2) いじめの態様

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

## (3) いじめの構造

いじめは、単にいじめられる子供といじめる子供の関係だけでとらえることはできない。いじめは「観衆」や「傍観者」などの周囲の子供たちの反応が大きく影響している。



## (4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできず、「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされる必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3ヶ月を目安とする)継続していること。
- ② 被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 2 学校として特に配慮が必要な児童生徒へのいじめ防止について

下記のような児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に該当児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行なうとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導の充実を図る。

### ○発達障害を含む、障害のある児童生徒が関わるいじめ

当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行なうことが必要である。

### ○海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国

につながる児童生徒へのいじめ。

言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。

○性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒へのいじめ。

教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

○東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒へのいじめ。

被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分理解する。

### 3 学校において生じる可能性がある犯罪行為等について

以下の事例は、過去にあった事案を踏まえたものであり、刑罰法規に対応した具体例を示すことで理解を深めるためのものである。

\* 「早期に警察に相談・通報すべきいじめの事案について（各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学法人学長宛 平成25年5月16日付文部科学省初等中等教育局長通知）（別紙1）からの転載

いじめの態様	刑罰法規及び事例	
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	<b>暴行</b> （刑法第208条）	第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留もしくは科料に処する。 <b>事例：同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。</b>
	<b>障害</b> （刑法第204条）	第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 <b>事例：顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる。</b>
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	<b>暴行</b> （刑法第208条）	第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留もしくは科料に処する。 <b>事例：プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする。</b>
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	<b>強要</b> （刑法第223条）	第223条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。 3 前2項の罪の未遂は、罰とする。 <b>事例：断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる。</b>
	<b>強制わいせつ</b> （刑法第176条）	第176条 13歳以上の男女に対し、暴行または脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。 <b>事例：断れば危害を加えると脅し、性器を触る。</b>

金品をたかられる。	<b>恐喝</b> (刑法第 249 条)	第 249 条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10 年以上の懲役に処する。 2 前項の方法により財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。 <b>事例：断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。</b>
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	<b>窃盗</b> (刑法 235 条)	第 235 条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。 <b>事例：教科書等の所持品を盗む。</b>
	<b>器物損壊等</b> (刑法 261 条)	第 261 条 前 3 条に規定するもの（公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷）のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金若しくは科料に処する。 <b>事例：自転車を故意に破損させる。</b>

冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	<b>脅迫</b> (刑法第 222 条)	第 222 条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2 年以下の懲役又は 30 万円以上の罰金に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。 <b>事例：学校に来たら危害を加えると脅す。</b>
	<b>名誉毀損、侮辱</b> (刑法第 230 条、231 条)	第 230 条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。 2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。 第 231 条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留または科料に処する。 <b>事例：校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」、「気持ち悪い」、「うざい」などと悪口を書く。</b>
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	<b>脅迫</b> (刑法第 222 条)	第 222 条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。 <b>事例：学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る。</b>
	<b>名誉毀損、侮辱</b> (刑法第 230 条、231 条)	第 230 条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。 2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。 第 231 条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留または科料に処する。 <b>事例：特定の人物に誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げ「万引きをしていた」、「気持ち悪い」、「うざい」などと悪口を書く。</b>

	<p><b>児童ポルノ提供等</b>  (児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条)</p>	<p>第7条 (略)  2～3 (略)  4 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(略)  5 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。(略)  6 (略)  <b>事例：携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する。</b></p>
--	--	--